

箕面市特別排水設備設置費補助金交付要綱

(平成二十五年四月一日公営企業訓令第四号)

改正 平成二十九年一月四日公営企業訓令第一号

改正 令和二年十二月二十五日公営企業訓令第五号

(趣旨)

第一条 この要綱は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第八号の処理区域内に設置する特別排水設備の経費に対する箕面市特別排水設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、箕面市上下水道局補助金交付規程（平成二十五年箕面市公営企業管理規程第十五号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この要綱において「特別排水設備」とは、所有者の異なる家屋が二棟以上（共同住宅及び長屋住宅については、一世帯を一棟とみなす。）隣接する私道敷内に共同で設置する排水設備並びに地形上やむをえず設置する汚水ポンプ設備及び附属設備をいう。

(補助金の額)

第三条 補助金の額は、特別排水設備の設置に要する経費の三分の二以内で上下水道企業管理者（以下「管理者」という。）が定める額とする。

(補助金の交付の要件)

第四条 補助金の交付の要件は、次に掲げるとおりとする。

一 特別排水施設が箕面市下水道条例（昭和四十四年箕面市条例第三号）に規定する構造基準に基づいていること。

- 二 特別排水設備の設置について設置者全員の同意を得ていること。
- 三 私道敷の所有者が特別排水設備の設置を承諾していること。
- 四 特別排水設備の設置者が市税及び下水道事業受益者負担金を完納していること。

（補助金の交付の申請）

第五条 補助金の交付の申請は、規程において準用する箕面市補助金交付規則（昭和四十六年箕面市規則第二号。以下「準用規則」という。）第四条に定める箕面市補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付し、工事着手の日の三十日前までに、管理者に提出しなければならない。

- 一 設置しようとする特別排水設備の経路及び設置位置を表示する図面
- 二 設置しようとする特別排水設備の寸法及び構造が確認できる図面
- 三 設置しようとする特別排水設備に係る事業費の内訳が確認できる書類

類

（実績報告）

第六条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業が完了した日から二十日以内に、準用規則第十二条に定める箕面市補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

- 一 設置した特別排水設備の経路及び設置位置を表示する図面
- 二 設置した特別排水設備の寸法及び構造が確認できる図面
- 三 設置した特別排水設備に係る事業費の内訳が確認できる書類
- 四 設置した特別排水設備の設置位置、寸法及び構造が確認できる写真
- 五 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要とする書類

（補助金の交付）

第七条 管理者は、補助金交付確定の通知をした日から起算して三十日以

内に、補助金を補助対象者に交付しなければならない。

（委任）

第八条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成二十五年公営企業訓令第四号）

（施行期日）

1 この要綱は、訓令の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、廃止前の箕面市特別排水設備設置費補助金交付要綱（平成二十一年箕面市上下水道局訓令第四号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成二十九年公営企業訓令第一号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和二年公営企業訓令第五号）

この要綱は令和三年一月一日から施行する。